

土木工事等建設資材単価公表要領

(趣旨)

第1条 公共工事の執行については、透明性・客観性・妥当性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つでもある建設資材単価（以下「資材単価」という。）を公表することにより、請負者の的確な見積りに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

(公表の内容)

第2条 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公表の対象

常陸大宮市が発注する建設工事等の積算に用いる資材単価とする。

(2) 公表の範囲

資材単価のうち、一般的な資材については（一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会から市販されている「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、すでに公表済みとみなし公表資料に含めないものとする。また、主要資材については、茨城県土木部より公表されている単価を採用（茨城県土木部を常陸大宮市と読替え適用）しており、これらを掲載する。

(公表方法)

第3条 公表の方法は、インターネットによるものとし、茨城県土木部検査指導課ホームページ内で掲載されているものについて、茨城県土木部を常陸大宮市と読み替えることで、常陸大宮市のホームページ上での掲載に代わって公表しているものとする。

(閲覧留意事項)

第4条 資材単価の具体的内容等について、電話、来訪等による問合せには一切応じないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する